

◎被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

ロ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はそ

の居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅

が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基

現 行

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 （同上）

イ （同上）

ロ （同上）

ハ （同上）

ニ （同上）

礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（口及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊した世帯（口からニまでに掲げる世帯を除く。）

ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（口からニまでに掲げる世帯を除く。）

#### （被災者生活再建支援金の支給）

##### 第三条 （略）

2 被災世帯（被災世帯であつて自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第七項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）のうち前条第二号イからニまでのいづれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、二百万円（大規模半壊世帯にあつては、百万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 四百万円

#### （被災者生活再建支援金の支給）

##### 第三条 （略）

2 被災世帯（被災世帯であつて自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第七項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）のうち前条第二号イからニまでのいづれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、二百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

- 二 その居住する住宅を補修する世帯 二百万円
- 三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（第五項第三号において「公営住宅」という。）を除く。）を賃借する世帯 百万円
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、二百万円（大規模半壊世帯にあっては、百万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、六百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、五十万円に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。
- 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円
- 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
- 三 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 五十万円
- 6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の

- 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
- 三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（第五項第三号において「公営住宅」という。）を除く。）を賃借する世帯 五十万円
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあっては、五十万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 百万円
- 二 その居住する住宅を補修する世帯 五十万円
- 三 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 二十万円
- 6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の

世帯主に対する支援金の額は、五十万円に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、「百万円」とあるのは「二百萬円」と、「五百萬円」と、「八百萬円」とあるのは「七十五万円」と、第二項中「四百万円」とあるのは「三百万円」と、第四項中「六百万円」とあるのは「四百五十万円」と、前二項中「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」と読み替えるものとする。

#### (国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の三分の一に相当する額を補助する。

#### (国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。

7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「二百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「一百五十万円」と、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替えるものとする。

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（被災者生活再建支援金に係る補助の特例）</p> <p>第五条の二　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定する支援金であつて、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により同法第二条第二号に規定する被災世帯となつた世帯の世帯主に対するものに係る国の補助についての同法第十八条の規定の適用については、同条中「三分の一」とあるのは、「五分の四」とする。</p>	<p>（被災者生活再建支援金に係る補助の特例）</p> <p>第五条の二　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定する支援金であつて、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により同法第二条第二号に規定する被災世帯となつた世帯の世帯主に対するものに係る国の補助についての同法第十八条の規定の適用については、同条中「二分の一」とあるのは、「五分の四」とする。</p>
2 （略）	2 （略）